

補助金調書

| | | | | | |
|---|---|---|-----------------|--------------------------------------|--|
| 補助金名 | 吹付けアスベスト除去等対策事業補助金 | | 担当課 (連絡先) | 住宅都市局建築指導部建築指導課 (TEL092-711-4573) | |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 | 分析調査、除去等工事を実施した者 | 区分 | 建設費に対する補助金 | |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 公募 | (公募の場合) 公募時期 | 通年 | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 吹付けアスベスト等が使用されているおそれのある建築物の所有者 | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | |
| 補助開始年度 | 平成20年度 | 経過年数 | 8 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 建築物に吹付けられたアスベストの分析調査及び除去等工事に要する費用に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。 | | | | |
| 補助金の終期 | 平成28年度 | 延長回数 | 2 | 回 | |
| 終期を延長する理由 | 民間建築物の吹付けアスベストは、未処理の建築物が残っている状況であり、今後も補助制度の必要性が認められるため。 | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> その他 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・分析調査 ・補助限度額の範囲内で、調査に要する費用の全額。 ・除去等事業 ・補助限度額の範囲内で、除去等工事に要する費用の2/3。 | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 6200 千円 | 7 件 3767 千円 | 12 件 4821 千円 | 8 件 1711 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 分析調査 4件 除去等工事 3件 | | | | |
| 補助金交付 による効果 | アスベストの飛散による市民の健康被害の予防 | | | | |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。